

第7 外国人住民の投票資格及び請求資格

1 外国人住民を含めて住民投票の権利の対象者とする理由

地方自治法第10条では、市町村の区域内に住所を有する者を当該市町村の「住民」としている。この「住民」は、外国人も含まれている。これは、市町村の区域内に生活の本拠である住所を有する者を「住民」とするという考え方であり、国籍の如何を問うものではないことによる。

日本人住民と同様に、外国人住民についても市との関わりにおいてまちづくりに関係する存在であることから、まちづくりに参加することができる。そのため、本市の区域内に住所を有する外国人住民についても、住民投票の権利の対象者とする。

2 住民投票の権利の対象者となる外国人住民の範囲等

外国人住民の中には、長期間の在留の意思を有しない者もいる。また、対象とされる様々な事案について自らの意思を表明するには、一定期間、継続して本市に居住し、社会の仕組み、文化、政治制度等の知識を身につける必要があると考えられる。

(市民検討懇話会での主な意見)

- 日本語を一定程度理解できなければ、特定の事柄について正確に判断することは難しい。日本語の理解が難しいようであれば、投票資格を認めることは妥当ではない。
- 住民投票が実施されるのは、まちの大きな問題についてである。多少、日本語が理解できなくても何らかの情報は入るため、投票に支障はない。
- 外国人住民について年数を要件としているのは、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるもの」という最高裁判所裁判例を意識した部分もあるのではないかと。

(1) 住民投票の権利の対象者となる外国人住民の範囲

日本国籍を有しない者であって、次のいずれかに該当する者を対象とする。

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者

ウ 出入国管理及び難民認定法別表第1又は別表第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者（イの者を除く。）のうち住民票が作成された日から引き続き3年以上本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 投票資格者名簿の被登録要件における外国人住民の年齢要件及び住所要件

投票資格者名簿の被登録要件としての年齢要件及び住所要件については、日本人住民の場合と同様に「20歳以上」、「3か月」とする。

(3) 外国人住民の投票資格者と請求権者

投票資格者と請求権者については、日本人住民の場合と同様に「住民投票の投票資格を有する者は、住民投票の請求資格を有する」こととする。

(4) 外国人住民の投票資格者名簿への登録方法

住民基本台帳に記録されている基本事項は、地方公共団体の住民に関する事務処理の基本として「住民の利便の増進」や「行政の合理化に資する」ため、他の事務への利用をあらかじめ想定している。そのため、外国人住民の投票資格者名簿への登録についても、住民基本台帳に記録されている外国人住民の個人情報を利用することが可能である。

外国人住民についても、日本人住民の場合と同様に、地方公共団体の住民に関する事務として住民基本台帳から対象者を抽出し、投票資格者名簿に登録する。

住民基本台帳に記録されている外国人住民数（在留資格区分別 平成24年10月31日現在）

法律区分	外国人住民区分	別表区分	在留資格	在留期間	人数
出入国管理及び難民認定法	中長期在留者	別表第1(1)	宗教	3年	3
			投資・経営	1年	3
			教育	3年	6
			技術	5年	1
			技術	3年	3
			人文知識・国際業務	3年	8
			人文知識・国際業務	1年	6
			企業内転勤	1年	10
			興行	1年未満	4
			技能	3年	2
	技能	1年	9		
	技能実習 第1号口	1年	7		
	技能実習 第2号口	1年未満	2		
	小計	別表第1(4)	留学	2年	89
			留学	1年	12
			家族滞在	3年	10
			家族滞在	2年	7
			家族滞在	1年	8
			特定活動	3年	2
			特定活動	1年	3
			永住者	無期限	72
日本人の配偶者等			5年	2	
日本人の配偶者等			3年	21	
特別永住者	別表第2	日本人の配偶者等	1年	7	
		永住者の配偶者等	3年	4	
		定住者	3年	11	
		定住者	1年	1	
		特別永住者	—	136	
合計					449

※ 公表データについては公開時点の暫定値であり、今後修正の可能性ががあります。